

代表からのご挨拶

サンライズ・メイト・バート株式会社

代表取締役 井上明美

いつも皆様方には、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日増しに秋の深まりを感じる今日この頃、皆様におかれましては健やかに過ごしのことと存じます。

季節の変わり目で、体調を崩される方も多い中で、弊社の職員は「自転車族」として元気に利用者様の元へ飛び回っております。

先日、巨大台風が日本列島を襲いましたが、そんな状況下でもヘルパーは利用者様のご自宅へと走り回ります。サービス業ゆえ当然のことなのですが、つくづく頭が下がる思いでございます。

過ぎしやすい季節となりましたが、無理をなさらないようにお気を付け下さいませ。

サンライズの物語

自分が決めた「生き方」と「最期の迎え方」

ある男性のお話です。

その方は、会社を定年退職され、第二の人生を過ごされてきました。

趣味が多彩な方で、自分もこんな老後を迎えたいと、うらやましく思っておりました。

そんな最中に、突然の病がご本人に襲いかかったのです。

その病名は、ALS（筋萎縮性側索硬化症）。

最近、ALSの啓蒙のため取組み「アイス・バケツ・チャレンジ」が、世界中で話題となりました。日に日に、運動機能が低下していく難病です。

ご本人がそれを自覚するようになった時に、私とめぐりあったのです。

難病にかかっても、その方はいつも素敵で魅力的な方でした。

時間の経過とともに身体はどんどん動けなくなり、痛みも伴う中、決して弱音を吐かない方でした。間違いなく苦しいはずなのに……

その方と関わるようになって、一番印象に残った言葉があります。

それは、ALSにかかってしまったら、その瞬間に「自分の死に方」を選択しなければならないという言葉でした。

一所懸命、日本のため家族のために働いて、やっと第

二の余生を楽しめると思った矢先の出来事。神様は、何と残酷なことをするのだと思ったものです。

その方が下した決断は「人工呼吸器はつけない」というものでした。

人間は呼吸困難が続くと、数分で死に至ると言われています。死の中で最も苦しいのが「窒息」だとも言われます。

「人工呼吸器をつけない」ということは、それも覚悟の上であるということだったのでしょ。

でも、万一呼吸困難になって「助けて」と言ったらどうしようと、その方は不安を漏らされていました。

その後、その方は少しずつ食が細くなり、ついには一番大好きだったヘルパーさんの援助中に、天国に旅立たれたのです。

もしかしたら、食が細くなったのも、ご自身の意思によるものではないかと思えてなりません。確認があるわけではありませんが……

もちろん、お亡くなりになったのですから、悲しいに決まっています。

でも、それ以上に、私は何とも言えない清々しい想いが心に残りました。

これが、「自分が決めた通りの生き方」「自分らしい最期の迎え方」だったのだと思えたからです。

私は、いつまでも介助者の心に残るような生き方が、果たして出来ているだろうか。

そんなことを考えさせられた、感慨深い貴重な体験となりました。

2014年度 第2回定例会を開催しました

去る9月26日（金）足立区勤労福祉会館にて、第2回定例会を開催致しました。

今回の研修を契機に、私たちは「利用者様にやさしい介護」を目指し、ますます努力を重ねてまいります。

テーマ 「移乗介助の技術と気づき ～介助者・利用者によさしい介助とは～」
講師 アビリティーズ・ケアネット株式会社 山口 光司 氏



司法書士 清澤晃先生が教えます！

誰にでもわかる

成年後見制度

[連載第三回]

成年後見人に対する 監督の仕組み

清澤司法書士事務所 代表司法書士
清澤 晃 先生



前回後見人の職務について、家庭裁判所（以下「家裁」という。）の監督を受けることをご説明しましたが、今回は具体的な監督の仕組みについてご案内したいと思います。

<家裁の監督権限>

①家裁はいつでも成年後見人に対し、後見事務の報告、財産目録の提出を求め、②後見事務、財産の調査をすることができ、③財産の管理その他の後見事務に関して必要な処分を命じることができる、とされています。

例えば、後見人に対し家裁へ定期報告するよう定めたり、財産の管理方法を指定したりすることなどがあげられます。また、その職務に疑問がある場合は後見人に事情を直接聞くことや、家裁の調査官に調査させることができます。さらに、本人の介護について必要な指示をするよう指示をするということも考えられます。

<後見監督の実際>

成年後見人は就任後、財産目録及び収支の予定を家裁に提出します。家裁はこれにより監督の必要性和程度を把握します。その後も事案に応じて事務の報告をさせ、後見人の仕事ぶりをチェックし、報告に疑問があれば後見人に事情聴取したり、調査をします。また、親族等から苦情があれば必要に応じて調査し、苦情に理由があれば後見人の指導もします。親族と後見人に意見の相違がある場合はその調整をすることもあります。

このように家裁の監督のもと、後見制度は利用者の権利保護に寄与しているといえます。

清澤司法書士事務所 公式HP <http://ak-houmu.com/>
ご質問、お問い合わせはお気軽に！

スタッフ紹介

居宅介護支援事業所 介護支援専門員 **桑原 敏江**

<自己紹介>

過去、有料老人ホーム、特養、デイサービスで合計10年あまり介護の仕事に携わり、現在はケアマネジャーとしてお世話になり、おかげさまで2年半近く経ちました。

毎日、ケアマネとして、居宅介護支援という仕事の大変さを痛感しておりますが、同時にやりがいも感じております。ヘルパーやその他の方々にも、ご苦勞をおかけしていると思いますが、皆様に支えられてケアマネの仕事をしていただけていること、いつも感謝しております。

(代表・井上より)

とてもまじめで、やさしい声と言葉、そしてチャーミングな笑顔に癒されます。とても穏やかな性格ですが、同時に強さも兼ね備えております。ご利用者様と一所懸命に向き合っている姿には、とても感心しております。



<プロフィール>

平成24年5月入社
出身地：山梨県
血液型：O型
資格：介護福祉士／介護支援専門員

お読みいただきありがとうございました。

サンライズ・メイト・バートへのお問い合わせは TEL.03-5697-9895